

みどり市空き店舗登録制度設置要綱

平成 27 年 11 月 5 日

告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、みどり市内の空き店舗の利活用により新たな創業を促進し、商業の振興及び地域経済の活性化を図るために実施する空き家店舗登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 事業の用に供されていない店舗、事務所その他事業活動を行うための施設をいう。
- (2) 所有者等 空き店舗に係る所有権又は賃借権若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き店舗登録制度 空き店舗の賃貸借又は売却を希望する所有者等から申込みを受けた情報(以下「空き店舗情報」という。)を、空き店舗の利用希望者に対して紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き店舗登録制度以外の空き店舗の取引を規制するものではない。

(情報の取扱い)

第 4 条 空き店舗登録制度を利用する者は、空き店舗登録制度を通じて入手したデータ、情報、文章等を複製、販売及び出版のために利用することができない。

(情報提供の中断)

第 5 条 市長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により空き店舗登録制度による情報提供の中断、遅延等が発生したとしても、その結果空き店舗利用制度を利用する者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(登録の申請)

第 6 条 空き店舗登録台帳に空き店舗情報を登録しようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、みどり市空き店舗登録申請書(様式第 1 号)に当該物件の登記事項証明書、間取り図、写真等の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者が所有する空き店舗の敷地の一部又は全部に申請者以外の権利が設定されている場合には、空き店舗登録台帳に登録することについて、みどり市空き店舗登録承諾書(様式第 2 号)により、あらかじめ当該権利者の承諾を得なければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による登録の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、空き店舗登録台帳に登録するものとする。ただし、当該申請に係る空き店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗関連営業を目的とする店舗である場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 虚偽の内容により申請された場合
- (2) 所有者等が空き店舗の売買及び賃貸を生業としている場合
- (3) 所有者等が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある場合

る組織の構成員等の場合

(4) 法令に違反し、又は違反する内容であると認められた場合

(5) その他市長が不適切であると判断した場合

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、みどり市空き店舗登録書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空き店舗で、空き店舗登録制度によることが適当と認めるものについては、当該所有者等に対して、この制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第7条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた申請者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに、みどり市空き店舗登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合、その内容等を確認し、空き店舗登録台帳に変更の内容を記載するものとする。

(登録の取消し)

第8条 空き店舗登録台帳の登録を取り消そうとする登録者は、みどり市空き店舗登録取消申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該空き店舗登録台帳の登録を削除するとともに、みどり市空き店舗登録取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録された空き店舗情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き店舗登録台帳の登録を削除するとともに、みどり市空き店舗登録取消通知書により当該登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き店舗に関する所有権その他の権利に異動があることを知ったとき。

(2) 空き店舗登録台帳に登録された日から2年を経過したとき。

(3) その他市長が当該空き店舗登録について適当ではないと認めたとき。

(成約の報告)

第9条 登録者は、空き店舗登録台帳に登録された空き店舗について売買又は賃貸借に関する契約を締結したときは、みどり市空き店舗登録成約物件報告書(様式第7号)により、速やかに市長に報告するものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、個人情報の保護に配慮しつつ、空き店舗登録台帳に登録された情報を一般に提供するものとする。

2 市長は、必要に応じて、登録者に対して、空き店舗登録台帳に登録された情報を提供することができるものとする。

(市の不関与)

第11条 市長は、空き店舗に関するあっせん、交渉、売買又は賃貸借等の契約に関しては、直接これに関与しない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月5日から施行する。